

法科大学院評価基準要綱対照表（主な事項）

頁	行	現行	修正案	備考（理由）
20	29	基準6-1-3 解釈指針6-1-3-2 入学者への法科大学院に対する寄付等の募集開始時期は入学後とし、それ以前にあっては募集の予告にとどめていること。	基準6-1-3 解釈指針6-1-3-2 入学者への法科大学院に対する寄付等の募集を行っている場合には、その開始時期は入学後とし、それ以前にあっては募集の予告にとどめていること。	当該事項については、私立大学に該当する事項であるため
39	18	基準10-1-1 解釈指針10-1-1-3 教員が学生と面談することのできる十分なスペースが確保されていること。	基準10-1-1 解釈指針10-1-1-3 教員が学生と十分に面談することのできるスペースが確保されていること。	単に施設面積を求めるのではなく、十分に面談することができるスペースであることを求めるため
43	31	2 評価の方法等 2-4 機構は、評価結果を評価報告書としてまとめ、当該法科大学院を置く大学へ通知し、文部科学大臣に報告するとともに、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表する。 <u>（新規）</u>	2 評価の方法等 2-4 機構は、評価結果を評価報告書としてまとめ、当該法科大学院を置く大学へ通知し、文部科学大臣に報告するとともに、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表する。 <u>評価結果の公表の際には、評価の透明性を図るため、当該法科大学院を置く大学から提出された自己評価書（法科大学院の自己評価で根拠として別添で提出された資料・データ等を除く。）を機構のウェブサイトに掲載する。</u>	評価結果の公表に当たり、認証評価の透明性や社会に対する説明責任を果たす観点から、法科大学院を置く大学から提出された自己評価書（別添の資料・データ等を除く。）も併せて公表するため
47	3	6 教育課程又は教員組織の重要な変更への対応 6-1 <u>機構認定法科大学院</u> は、基準9-3-2に規定する教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、別に定めるところにより、法科大学院年次報告書として、次の評価までの間、毎年度、機構へ提出するものとする。	6 教育課程又は教員組織の重要な変更への対応 6-1 <u>機構認定法科大学院を置く大学</u> は、基準9-3-2に規定する教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、別に定めるところにより、法科大学院年次報告書として、次の評価までの間、毎年度、機構へ提出するものとする。	認証評価の申請は、大学から行われており、法科大学院との対応に関しての窓口は大学であるため

頁	行	現行	修正案	備考（理由）
47	9	6 教育課程又は教員組織の重要な変更への対応 ・・・ 6－2 機構の評価を受けた法科大学院は、教育課程又は教員組織に重要な変更を行った場合には、別に定めるところにより、当該変更について機構に届け出るものとする。	6 教育課程又は教員組織の重要な変更への対応 ・・・ 6－2 機構の評価を受けた法科大学院を置く大学は、教育課程又は教員組織に重要な変更を行った場合には、別に定めるところにより、当該変更について機構に届け出るものとする。	認証評価の申請は、大学から行われており、法科大学院との対応に関しての窓口は大学であるため
48	11	7 情報公開 7－2 機構に対し、評価に関する法人文書の開示請求があった場合は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（以下、「独立行政法人等情報公開法」という。）に基づき、原則として開示する。 ただし、法科大学院等から提出され、機構が保有することとなった法人文書の開示に当たっては、独立行政法人等情報公開法に基づき当該法科大学院等と協議するものとする。	7 情報公開 7－2 機構に対し、評価に関する法人文書の開示請求があった場合は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（以下、「独立行政法人等情報公開法」という。）に基づき、原則として開示する。 ただし、法科大学院等から提出され、機構が保有することとなった法人文書（当該法科大学院が作成する自己評価書（法科大学院の自己評価で根拠として別添で提出された資料・データ等を除く。）は除く。）の開示に当たっては、独立行政法人等情報公開法に基づき当該法科大学院等と協議するものとする。	当該法科大学院が作成する自己評価書（別添の資料・データ等を除く。）については、2－4の公表に関する取扱いにより、機構のウェブサイトに掲載することとしているため